

資料 2

市原地区地域協議会設置要綱

(目 的)

第1条 県立高校改革推進プランを踏まえ、地域における今後の学校の在り方などについて意見を聴くため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、市原地区における今後の学校の在り方などについての意見聴取を目的とするものであることから、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構 成)

第2条 協議会は、委員15名程度で組織する。

2 委員は、原則として以下に掲げる者とする。

(1) 学識経験者

(2) 地域関係者

(3) 私学関係者

(4) 教育関係者

(5) その他千葉県教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が必要と認めた者

3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(運 営)

第3条 協議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、協議会の進行を行う。

4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長が指名した者が、その職務を代理する。

5 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。

(庶 務)

第4条 協議会に係る庶務は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課（以下、「教育政策課」という。）が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育政策課が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。